

○横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

平成24年 3月30日

規則第34号

改正 平成26年10月15日規則第69号

平成27年 5月 1日規則第62号

平成28年 3月31日規則第62号

平成30年 3月30日規則第42号

令和 3年 9月30日規則第60号

横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則をここに公布する。

横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則69・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(指定等の申請等)

第3条 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項及び第86条第1項の規定による申請、法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可に係る申請並びに法第115条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、指定居宅サービス事業者等指定（許可）申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平26規則69・平30規則42・一部改正)

(指定等の更新の申請等)

第4条 法第70条の2第1項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第79条の2第1項及び第86条の2第1項の規定による指定の更新に係る申請、法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新に係る申請並びに旧法第107条の2第1項の規定による指定の更新に係る申請は、指定居宅サービス事業者等指定(許可)更新申請書(第2号様式)により行うものとする。

2 法第70条の2第1項及び第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平26規則69・平30規則42・一部改正)

(特定施設入居者生活介護の指定の変更の申請)

第5条 法第70条の3第1項の規定による申請は、特定施設入居者生活介護指定変更申請書(第3号様式)により行うものとする。

(別段の申出)

第6条 法第71条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、病院等の開設者に係る指定不要申出書(第4号様式)により行うものとする。

2 法第72条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、／介護老人保健施設／介護医療院／の開設者に係る指定不要申出書(第4号様式の2)により行うものとする。

(平26規則69・平30規則42・一部改正)

(変更の届出等)

第7条 法第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の15及び第115条の25並びに旧法第111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定居宅サービス事業者等変更届出書(第5号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定居宅サービス事業者等廃止(休止、再開)届出書(第6号様式)により行うものとする。

(平26規則69・平30規則42・一部改正)

(指定の辞退の届出)

第8条 法第78条の8及び第91条並びに旧法第113条の規定による指定の辞退に係る届出

は、指定地域密着型サービス事業者等指定辞退届出書（第7号様式）により行うものとする。

（平26規則69・一部改正）

（介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可事項の変更の申請）

第9条 法第94条第2項及び第107条第2項に規定する許可に係る申請は、／介護老人保健施設／介護医療院／開設許可事項変更申請書（第8号様式）により行うものとする。

（平30規則42・一部改正）

（介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の承認の申請）

第10条 法第95条及び第109条に規定する承認に係る申請は、／介護老人保健施設／介護医療院／管理者承認申請書（第9号様式）により行うものとする。

（平30規則42・一部改正）

（介護老人保健施設又は介護医療院の広告の許可の申請）

第11条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号に規定する許可に係る申請は、／介護老人保健施設／介護医療院／広告事項許可申請書（第10号様式）により行うものとする。

（平30規則42・一部改正）

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第12条 旧法第108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（第11号様式）により行うものとする。

（添付書類）

第13条 第3条から第5条まで、第7条から第9条まで又は前条に規定する申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

（平26規則69・一部改正）

（事業者情報の提供）

第14条 市長は、第3条から第12条まで（第6条及び第11条を除く。）の規定による指定若しくは許可（これらの更新又は変更を含む。）若しくは承認又は届出の受理をしたときは、指定居宅サービス事業者等に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1) 事業所又は施設の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年

月日、住所及び職名

- (3) 指定若しくは許可（これらの更新又は変更を含む。）、承認、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (10) その他市長が必要と認める事項

（平26規則69・旧第15条繰上）

（他市町村の指定に関する同意）

第15条 法第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する同意を得ようとする者は、市長に指定地域密着型サービス事業者等指定同意申請書（第12号様式）を提出するものとする。

（平26規則69・追加）

（業務管理体制の届出等）

第16条 法第115条の32第2項第2号の規定による届出は、業務管理体制に係る届出書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書（第14号様式）により行うものとする。

3 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による届出に関し、次に掲げる事項を厚生労働大臣又は都道府県知事に対して提供することができる。

- (1) 業務管理体制に係る届出書に記載された事項
- (2) 業務管理体制に係る届出事項の変更届出書に記載された事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（平26規則69・追加）

（指定介護予防支援の委託の届出）

第17条 省令第140条の35第1項及び第2項の規定による届出は、指定介護予防支援委託

(変更) 届出書 (第15号様式) により行うものとする。

(平26規則69・追加)

(地域包括支援センター設置の届出等)

第18条 法第115条の46第3項の規定による届出は、地域包括支援センター設置届出書 (第16号様式) により行うものとする。

- 2 前項に規定する届出書には、省令に定めるもののほか、市長が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 法第115条の46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定による変更の届出は、地域包括支援センター変更届出書 (第17号様式) により行うものとする。
- 4 地域包括支援センターの設置者 (法第115条の47第1項の規定による委託を受けた者に限る。) は、当該地域包括支援センターを廃止するときは、廃止の日の1月前までに、地域包括支援センター廃止届出書 (第18号様式) により市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該地域包括支援センターの設置者の名称及び所在地並びに当該地域包括支援センターを廃止する日を公示しなければならない。

(平26規則69・追加、平30規則42・一部改正)

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平26規則69・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(横浜市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の廃止)
- 2 横浜市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成18年3月横浜市規則第71号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の横浜市指定地域密着型サービス事

業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成27年5月規則第62号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成28年3月規則第62号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年3月規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年9月規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(表)

指定居宅サービス事業者等指定(許可)申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
職・氏名

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定(許可)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者(開設者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地		(〒 — )			
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類			法人の所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ		生年月日
			氏名			
	代表者の住所		(〒 — )			
事業所(施設)	フリガナ					
	名称					
	所在地		(〒 — )			
	連絡先	電話番号			FAX番号	
同一所在地で行う事業又は施設の種類の			実施事業	事業開始予定年月日	指定(許可)年月日	
	指定居宅サービス事業	訪問介護				
		訪問入浴介護				
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		居宅療養管理指導				
		通所介護				
		通所リハビリテーション				
		短期入所生活介護				
		短期入所療養介護				
		特定施設入居者生活介護				
		福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売					
	指定地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
	指定居宅介護支援事業					
	施設	介護老人福祉施設				
		介護老人保健施設				
介護医療院						

(A4)

(裏)

		実施事業	事業開始予定年月日	指定(許可)年月日
同一所在地内で行う事業又は施設の種類の種類	指定介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		
		介護予防訪問看護		
		介護予防訪問リハビリテーション		
		介護予防居宅療養管理指導		
		介護予防通所リハビリテーション		
		介護予防短期入所生活介護		
		介護予防短期入所療養介護		
		介護予防特定施設入居者生活介護		
		介護予防福祉用具貸与		
		特定介護予防福祉用具販売		
	防着指定地域予密事業	介護予防認知症対応型通所介護		
		介護予防小規模多機能型居宅介護		
		介護予防認知症対応型共同生活介護		
指定介護予防支援事業				
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合のみ記入してください。)		
医療機関コード				
指定を受けている市町村名				

- (注意) 1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「法人の所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁(大臣、都道府県知事等)がある場合には、その名称を記入してください。
- 3 「実施事業」欄は、今回申請するものに「◎」と、既に指定又は許可を受けているものに「○」と、指定又は許可があったものとみなされたものに「みなし」と記入してください。なお、都道府県知事又は他市町村長に指定又は許可の申請をしている事業については「申請中」と記入してください。
- 4 「事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記入してください。
- 5 「指定(許可)年月日」欄は、介護保険法による指定事業者等として指定又は許可された年月日を記入してください。
- なお、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条の規定に基づき指定又は許可があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記入してください。
- 6 「医療機関コード」欄は、保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設又は訪問看護事業所の医療機関コードを記入してください。複数の医療機関コードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。

第2号様式(第4条第1項)

指定居宅サービス事業者等指定(許可)更新申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
職・氏名

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定(許可)の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (開設者)	フリガナ									
	名称	-----								
	主たる事務所の所在地	(〒    —    )								
	連絡先	電話番号			FAX番号					
	法人の種類			法人の所轄庁						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日					
			氏名							
代表者の住所	(〒    —    )									
事業所 (施設)	介護保険事業所番号									
	フリガナ	-----								
	所在地	(〒    —    )								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
事業等の種類										
指定(許可)年月日										
指定(許可)の有効期間満了日										

- (注意) 1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「法人の所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁(大臣、都道府県知事等)がある場合には、その名称を記入してください。
- 3 「指定(許可)年月日」欄は、介護保険法による指定事業者等として指定又は許可された年月日を記入してください。

(A4)

第3号様式(第5条)

特定施設入居者生活介護指定変更申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり指定の変更を申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 — )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の氏名・職名・生年月日	フリガナ			
氏名					
	職名		生年月日		
代表者の住所	(〒 — )				
申請に係る事業所	名称				
	所在地	(〒 — )			
協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び契約の内容)					
利用者の推定数(要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数)					
利用者の定員	(変更前)		(変更後)		
受託居宅サービス事業者	名称				
	所在地	(〒 — )			
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所	名称				
	所在地	(〒 — )			

(注意) 「受託居宅サービス事業者」及び「受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所」欄は、該当する場合のみ記載してください。

(A4)

第4号様式(第6条第1項)

病院等の開設者に係る指定不要申出書

年 月 日

(申出先)  
横浜市長

所在地  
申出者 法人名  
職・氏名

次のとおり指定を不要とすることを申し出ます。

病院等の名称		
区分		1 医科    2 歯科    3 薬局
開設者	氏名	(〒    —    )
	住所	
管理者	氏名	(〒    —    )
	住所	
所在地		(〒    —    )
電話番号		
FAX番号		
事業の種類		下記の「1 受ける」、「2 不要とする」のどちらかに必ず○を付けてください。
訪問看護		1 受ける    2 不要とする
訪問リハビリテーション		1 受ける    2 不要とする
居宅療養管理指導		1 受ける    2 不要とする
通所リハビリテーション		1 受ける    2 不要とする
介護予防訪問看護		1 受ける    2 不要とする
介護予防訪問リハビリテーション		1 受ける    2 不要とする
介護予防居宅療養管理指導		1 受ける    2 不要とする
介護予防通所リハビリテーション		1 受ける    2 不要とする
医療機関コード		

(注意) 1 保険医療機関が医療機関コードを2つ(例：医科と歯科)持っている場合は、2段とも記入してください。  
2 保険薬局については、「居宅療養管理指導」及び「介護予防居宅療養管理指導」のみが対象となります。

(A4)

第4号様式の2(第6条第2項)

介護老人保健施設  
介護医療院 の開設者に係る指定不要申出書

年 月 日

(申出先)  
横浜市長

所在地  
申出者 法人名  
職・氏名

次のとおり指定を不要とすることを申し出ます。

施設の名称		
開設者	氏名	(〒 — )
	住所	
管理者	氏名	(〒 — )
	住所	
所在地		(〒 — )
電話番号		
FAX番号		
事業の種類	下記の「1 受ける」、「2 不要とする」のどちらかに必ず○を付けてください。	
通所リハビリテーション	1 受ける	2 不要とする
短期入所療養介護	1 受ける	2 不要とする
介護予防訪問リハビリテーション	1 受ける	2 不要とする
介護予防短期入所療養介護	1 受ける	2 不要とする

(A4)

指定居宅サービス事業者等変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の変更について、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所 施設	介護保険事業所番号				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒 — )			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
変更を届出する事業又は施設の種類	指定居宅サービス事業	同一所在地内で行う事業又は施設の種類		変更する事業	変更年月日
		訪問介護			
		訪問入浴介護			
		訪問看護			
		訪問リハビリテーション			
		居宅療養管理指導			
		通所介護			
		通所リハビリテーション			
		短期入所生活介護			
		短期入所療養介護			
		特定施設入居者生活介護			
		福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売				
	指定地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
		夜間対応型訪問介護			
		地域密着型通所介護			
		認知症対応型通所介護			
		小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型共同生活介護			
	指定居宅介護支援事業	地域密着型特定施設入居者生活介護			
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	施設	看護小規模多機能型居宅介護			
		介護老人福祉施設			
		介護老人保健施設			
		介護療養型医療施設			
		介護医療院			
	指定介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護					
介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具販売					
指定介護予防支援事業	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
変更前 変更後	変更内容(変更前と変更後の内容を下欄に具体的に記入してください。)				

(注意) 「変更する事業」欄は、今回変更を届出するものに「◎」と、既に指定又は許可を受けているものに「○」と、指定又は許可があったとみなされたものに「みなし」と記入してください。

第6号様式(第7条)

指定居宅サービス事業者等廃止(休止、再開)届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

次のとおり事業又は施設の廃止(休止、再開)を届け出ます。

介護保険事業所番号			
対象事業所又は施設	名称		
	所在地	(〒 — )	
	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
事業又は施設の種別			
廃止(休止、再開)の別	廃止・休止・再開		
廃止(休止、再開)年月日	年 月 日		
廃止(休止、再開)の理由			
現にサービスを受けている者又は現に施設に入所している者に対する措置(廃止、休止する場合のみ記入してください。)			
休止予定期間(休止する場合のみ記入してください。)	年 月 日から 年 月 日まで		

- (注意) 1 事業又は施設の廃止又は休止に係る届出にあつては、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。  
2 事業又は施設の再開に係る届出にあつては、再開の日から10日以内に届け出てください。

(A4)

第7号様式(第8条)

指定地域密着型サービス事業者等指定辞退届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり指定の辞退を届け出ます。

介護保険事業所番号			
指定を辞退する事業者又は施設	名称		
	所在地	(〒 — )	
	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
指定を受けた年月日	年 月 日		
指定を辞退する年月日	年 月 日		
指定を辞退する理由			
現に施設に入所している者に対する措置			

(注意) 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

(A4)

第8号様式(第9条)

介護老人保健施設  
介護医療院 開設許可事項変更申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり開設許可事項の変更の許可を申請します。

介護保険事業所番号									
施設	名称								
	所在地	(〒 — )							
開設許可年月日		年 月 日							
変更年月日		年 月 日							
変更事項		変更の内容							
1	敷地面積	(変更前)							
2	建物構造								
3	施設の共用の場合の 利用計画								
4	運営規程(職種・員数・ 職務内容及び入所定員 の増加に関する部分に 限ります。)	(変更後)							
5	協力病院の変更								

(注意) 「変更事項」欄は、該当する番号に○を付してください。

(A4)

第9号様式(第10条)

介護老人保健施設  
介護医療院 管理者承認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり管理者の承認を申請します。

介護保険事業所番号		
施設	名称	
	所在地	(〒 — )
管理者になろうとする者の氏名		
管理者になろうとする者の住所		
管理者になろうとする者の資格及び経歴		
申請理由	1 新規開設のため 2 管理者変更のため (変更年月日： 前管理者： )	

(注意) 「申請理由」欄は、該当する番号に○を付してください。

(A4)

第10号様式(第11条)

介護老人保健施設  
介護医療院 広告事項許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり広告事項の許可を申請します。

介護保険事業所番号		
施設	名称	
	所在地	(〒 — )
許可を受けようとする 広告事項		
広告の内容		
広告の方法		

(A4)

第11号様式(第12条)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
職・氏名

次のとおり指定の変更を申請します。

開設者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 — )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の氏名・職名・生年月日	フリガナ			
		氏名			
代表者の住所	職名		生年月日		
	(〒 — )				
施設	名称				
	所在地	(〒 — )			
指定介護療養型医療施設の類型	1 療養病床を有する病院 2 療養病床を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院				
入院患者の推定数 (申請に係る事業を行おうとする部分に係るものに限ります。)					
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限ります。)	(変更前)			(変更後)	

(注意) 「指定介護療養型医療施設の類型」欄は、該当する番号に○を付してください。

(A4)

第12号様式(第15条)

指定地域密着型サービス事業者等指定同意申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
職・氏名

横浜市に所在する指定地域密着型(介護予防)サービス事業所について、他市町村の指定を受けることについての同意を得たいので、次のとおり申請します。

同意を得ようとする事業所	フリガナ	
	事業所の名称	
	介護保険事業所番号	
	事業所の所在地	(〒      —      )
	サービスの種類	
指定を受けようとする市町村名		
横浜市以外の市町村の指定を受ける理由		
利用者の自宅と同意を得ようとする事業所との位置関係が分かる地図	別添のとおり	

(注意) 「横浜市以外の市町村の指定を受ける理由」欄に、横浜市以外の市町村の被保険者が利用する必要性が分かるよう、具体的に記入してください。

(A4)

第13号様式(第16条第1項及び第3項)

(表)

業務管理体制に係る届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

次のとおり業務管理体制の整備(区分の変更)をしましたので届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容		(1) 法第115条の32第2項関係(整備)		(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)		
2 事業者	フリガナ 名 称	-----				
	主たる事務所の所在地	(〒 — )				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名		生年月日
	代表者の住所	(〒 — )				
3 事業所等の名称、所在地等	事業所等の名称	計 箇所		介護保険事業所番号 (医療機関等コード)		
	所在地			指定(許可)年月日	年 月 日	
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生 年 月 日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要				
5 区分の変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課					
	区分変更前事業者(法人)番号					
	区分変更の理由					
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課					
区分変更日		年 月 日				

(A4)

(裏)

記入要領

1 共通事項

- 1 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設(以下「事業所等」という。)の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、関係行政機関に届け出てください。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の住所・職名等は、登記内容等と一致するようにしてください。
- 3 「事業者(法人)番号」欄には、記入しないでください。
- 4 「1 届出の内容」欄
  - (1) 新規に業務管理体制を整備し、届け出の場合は、「(1)法第115条の32第2項関係(整備)」に○を付けてください。
  - (2) 届出先区分の変更が生じた場合は、「(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)」に○を付けてください。  
なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
(事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者)	厚生労働省老健局
(上記以外の事業者)	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
地域密着型サービス(予防を含む。)のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項関係(整備)】

- 1 「2 事業者」欄の「法人の種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「3 事業所等の名称、所在地等」欄については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所等の名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付してください(既存資料の写し及び両面印刷可)。
- 3 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項」欄
  - (1) 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けてください。
  - (2) 第3号及び第4号を届け出の場合は、別添資料の添付としてください(既存資料の写し及び両面印刷可)。

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- (3) 「5 区分の変更」欄は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入しないでください。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項関係(区分の変更)】

- 1 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
  - (1) 区分変更前行政機関へは、「(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)」に○を付けて、「5 区分の変更」欄に記入してください。
  - (2) 区分変更後行政機関へは、「1 届出の内容」欄から「5 区分の変更」欄までについて、上記記入要領に基づいて記入してください。
- 2 「5 区分の変更」欄
  - (1) 「区分変更前事業者(法人)番号」欄には、区分変更前に行政機関が付番した番号を記入してください。
  - (2) 「区分変更の理由」欄には、その理由を具体的に記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付してください(既存資料の写し及び両面印刷可)。



第15号様式(第17条)

指定介護予防支援委託(変更)届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

指定介護予防支援の一部を委託(変更)するので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

委託事業所	介護保険 事業所番号				
	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(〒 — )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

- (注意) 1 届出に当たっては、市長が別に定める様式書類に、委託する内容、事業所の名称、事業所番号、事業所の所在地及び委託期間を記入して、添付してください。  
2 届け出た内容に変更があるときは、一式を再度提出してください。

(A4)

第16号様式(第18条第1項)

地域包括支援センター設置届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

介護保険法に規定する地域包括支援センターの設置について、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届出者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の 所在地	(〒 — )				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類別			法人の所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ			生年月日
			氏 名			
	代表者の住所	(〒 — )				
地域包括支援セン ターの所在地	(〒 — )					
地域包括支援センター設置の予定年月日			担当する区域			

- (注意) 1 「法人の種類別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人等の別を記入してください。  
2 「法人の所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁(大臣、都道府県知事等)がある場合には、その名称を記入してください。  
3 届出に当たっては、市長が別に定める様式書類を添付してください。

(A4)

地域包括支援センター変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

次のとおり地域包括支援センター設置の届出の内容を変更するので届け出ます。

届出の内容を変更する地域包括支援センター	名 称		
	所在地	(〒 — )	
	連絡先	電話番号	
FAX番号			
変更する事項			
1	地域包括支援センターの設置者の名称		
2	地域包括支援センターの所在地		
変更の内容			
	(変更前)		
	(変更後)		
変 更 年 月 日	年 月 日		

- (注意) 1 該当項目番号に○を付してください。  
2 この届出書は、変更の日の2週間前までに提出してください。

(A4)

第18号様式(第18条第4項)

地域包括支援センター廃止届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

所在地  
届出者 法人名  
職・氏名

次のとおり地域包括支援センターを廃止するので届け出ます。

廃止する地域包括支援センター	名 称		
	所在地	(〒 — )	
	連絡先	電話番号	
FAX番号			
廃止する理由			
現に支援を受けていた者に対する措置			
廃止年月日	年 月 日		

(注意) この届出書は、廃止の日の1月前までに提出してください。

(A4)

第1号様式（第3条第1項）

（平26規則69・全改、平27規則62・平28規則62・平30規則42・令3規則60・一部改正）

第2号様式（第4条第1項）

（平26規則69・全改、令3規則60・一部改正）

第3号様式（第5条）

（平26規則69・令3規則60・一部改正）

第4号様式（第6条第1項）

（平26規則69・全改、令3規則60・一部改正）

第4号様式の2（第6条第2項）

（平26規則69・追加、平30規則42・令3規則60・一部改正）

第5号様式（第7条）

（平26規則69・全改、平27規則62・平28規則62・平30規則42・令3規則60・一部改正）

第6号様式（第7条）

（平26規則69・令3規則60・一部改正）

第7号様式（第8条）

（平26規則69・令3規則60・一部改正）

第8号様式（第9条）

（平26規則69・平30規則42・令3規則60・一部改正）

第9号様式（第10条）

（平26規則69・平30規則42・令3規則60・一部改正）

第10号様式（第11条）

（平26規則69・平30規則42・令3規則60・一部改正）

第11号様式（第12条）

（平26規則69・令3規則60・一部改正）

第12号様式（第15条）

（平26規則69・追加、令3規則60・一部改正）

第13号様式（第16条第1項及び第3項）

（平26規則69・追加、令3規則60・一部改正）

第14号様式（第16条第2項）

(平26規則69・追加、令3規則60・一部改正)

第15号様式 (第17条)

(平26規則69・追加、平28規則62・一部改正)

第16号様式 (第18条第1項)

(平26規則69・追加、令3規則60・一部改正)

第17号様式 (第18条第3項)

(平26規則69・追加、令3規則60・一部改正)

第18号様式 (第18条第4項)

(平26規則69・追加、令3規則60・一部改正)